第８号様式

緑化協定変更届

　　　　年　　月　　日

（あて先）八　千　代　市　長

住　所

事業所名称

　 代表者氏名

　　　　　　年　　　月　　　日に締結した緑化協定について，下記理由により変更いたします。

記

１．変更理由

２．変更点

第９号様式

開発行為をしようとする土地の緑化に関する協定書（変更）

　健康で住みよい緑と太陽に恵まれた新しいふるさとのまちづくりに寄与するため　　　　年　　月　　日に八千代市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）で締結した緑化協定について，緑化内容に変更が生じたことから開発行為をしようとする土地の緑化に関し，次のとおり変更の緑化協定を締結する。

　（緑化基準）

第１条　乙は，開発区域の土地の緑化（以下「緑化」という。）を推進するため，

　別紙「開発行為の緑化計画概要書」に記載する事項に基づき，信義に従い誠実，かつ，積極的に緑化に努めるものとする。

　（緑化方法）

第２条　緑化方法については，八千代市緑化推進指導要綱に基づいて行うものとする。

２　緑化は，原則として高・中・低木を植栽して行うものとする。

　（樹木伐採の協議）

第３条　乙は，開発区域内にある樹木を伐採しようとする時は，あらかじめ甲と協議するものとする。

　（緑化の実施時期）

第４条　乙は，開発行為の完了検査時までに第１条に定める緑化を完了するものとする。

２　乙は，緑化が完了した時は，甲に緑化完了報告書を提出するものとする。

３　甲は，緑化が完了した時は，緑化完了検査を行うものとする。

　（管理）

第５条　緑化完了後，乙は当該緑地の管理体制を整え，良好な維持管理に努め

　るものとする。

２　乙は，樹木をみだりに伐採してはならず，また樹木が枯損した場合は，その都度樹木を補植するものとする。

　（所有地等の譲渡等）

第６条　乙は，所有権等を譲渡する場合は，新たに所有者等になるものに対して

　当該協定が継承されるよう適切な措置を講ずるものとする。

　（助言及び指導）

第７条　甲は，乙の緑化計画の策定及び樹木の維持管理等について，必要な助言及び指導を行うものとする。

（資料提出等の要求）

第８条　甲は，乙に対してこの協定の目的達成のため必要な限度において資料の提出，説明及び必要な協力を求めることができる。

　（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は，当初の協定締結日から起算して１０年とする。

（協定の変更）

第１０条　この協定に定める事項について変更しようとするときは，甲乙協議のうえ変更するものとする。

（疑義の解決）

第１１条　この協定に定めのない事項，又はこの協定に関し疑義が生じた場合は，甲乙協議のうえ解決するものとする。

　この協定の締結を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　八千代市大和田新田３１２番地の５

　　　　　　　　　　　　　　　　八千代市

　　　　　　　　　　　　　　　　　八千代市長

　　　　　　　　　　　　乙　　 住　　　　 所

　　　　　　　　　　　　　　 事業所等名称

代表者氏名　　 印

第１０号様式

建築物等の敷地の緑化に関する協定書（変更）

　健康で住みよい緑と太陽に恵まれた新しいふるさとのまちづくりに寄与するため　　　　年　　月　　日に八千代市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）で締結した緑化協定について，緑化内容に変更が生じたことから建築物等の敷地の緑化に関し，次のとおり変更の緑化協定を締結する。

　（緑化基準）

第１条　乙は，建築物等の敷地の緑化（以下「緑化」という。）を推進するため，

　別紙「建築物等の敷地の緑化計画概要書」に記載する事項に基づき，信義に

　従い誠実，かつ，積極的に緑化に努めるものとする。

２　芝生・花壇等は，建築物等の立地状況及び植栽状況に応じてやむを得ない

　と判断できる場合に，緑化面積に算入できるものとする。

　（緑化方法）

第２条　緑化方法については，八千代市緑化推進指導要綱に基づいて行うものとする。

２　緑化は，原則として高・中・低木を植栽して行うものとする。

　（樹木伐採の協議）

第３条　乙は，建築物を建てようとする土地にある樹木を伐採する時は，あらかじめ甲と協議するものとする。

　（緑化の実施時期）

第４条　乙は，操業開始時又は入居開始時までに第１条に定める緑化を完了するものとする。

２　乙は，緑化が完了した時は，甲に緑化完了報告書を提出するものとする。

３　甲は，緑化が完了した時は，緑化完了検査を行うものとする。

　（管理）

第５条　緑化完了後，乙は当該緑地の管理体制を整え，良好な維持管理に努め

　るものとする。

２　乙は，樹木をみだりに伐採してはならず，また樹木が枯損した場合は，その都度樹木を補植するものとする。

　（所有地等の譲渡等）

第６条　乙は，所有権等を譲渡する場合は，新たに所有者等になるものに対して

　当該協定が継承されるよう適切な措置を講ずるものとする。

　（助言及び指導）

第７条　甲は，乙の緑化計画の策定及び樹木の維持管理等について，必要な助言及び指導を行うものとする。

（資料提出等の要求）

第８条　甲は，乙に対してこの協定の目的達成のため必要な限度において資料の提出，説明及び必要な協力を求めることができる。

　（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は，当初の協定締結日から起算して１０年とする。

（協定の変更）

第１０条　この協定に定める事項について変更しようとするときは，甲乙協議のうえ変更するものとする。

（疑義の解決）

第１１条　この協定に定めのない事項，又はこの協定に関し疑義が生じた場合は，甲乙協議のうえ解決するものとする。

　この協定の締結を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　八千代市大和田新田３１２番地の５

　　　　　　　　　　　　　　　　八千代市

　　　　　　　　　　　　　　　　　八千代市長

　　　　　　　　　　　　乙　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　事業所等名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　 　印

第１１号様式

工場緑化に関する協定書（変更）

　健康で住みよい緑と太陽に恵まれた新しいふるさとのまちづくりに寄与するため　　　　年　　月　　日に八千代市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）で締結した緑化協定について，緑化内容に変更が生じたことから工場緑化に関し，次のとおり変更の緑化協定を締結する。

　（緑化基準）

第１条　乙は，工場緑化（以下「緑化」という。）を推進するため，工場の敷地の２０％以上を緑地として確保し，別紙「工場緑化の緑化計画概要書」に記載する事項に基づき，信義に従い誠実，かつ，積極的に緑化に努めるものとする。

２　芝生・花壇等は，工場の立地状況及び植栽状況に応じてやむを得ないと判断できる場合に，緑化面積に算入できるものとする。

　（緑化方法）

第２条　緑化方法については，八千代市緑化推進指導要綱に基づいて行うものとする。

２　緑化は，原則として高・中木を植栽して行うものとする。

　（樹木伐採の協議）

第３条　乙は，工場を建てようとする土地にある樹木を伐採する時は，あらかじめ甲と協議するものとする。

　（緑化の実施時期）

第４条　乙は，操業開始時までに第１条に定める緑化を完了するものとする。

２　乙は，緑化が完了した時は，甲に緑化完了報告書を提出するものとする。

３　甲は，緑化が完了した時は，緑化完了検査を行うものとする。

　（管理）

第５条　緑化完了後，乙は当該緑地の管理体制を整え，良好な維持管理に努め

　るものとする。

２　乙は，樹木をみだりに伐採してはならず，また樹木が枯損した場合は，その都度樹木を補植するものとする。

　（所有地等の譲渡等）

第６条　乙は，所有権等を譲渡する場合は，新たに所有者等になるものに対して

　当該協定が継承されるよう適切な措置を講ずるものとする。

　（助言及び指導）

第７条　甲は，乙の緑化計画の策定及び樹木の維持管理等について，必要な助言及び指導を行うものとする。

（資料提出等の要求）

第８条　甲は，乙に対してこの協定の目的達成のため必要な限度において資料の提出，説明及び必要な協力を求めることができる。

　（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は，当初の協定締結日から起算して１０年とする。

（協定の変更）

第１０条　この協定に定める事項について変更しようとするときは，甲乙協議のうえ変更するものとする。

（疑義の解決）

第１１条　この協定に定めのない事項，又はこの協定に関し疑義が生じた場合は，甲乙協議のうえ解決するものとする。

　この協定の締結を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　八千代市大和田新田３１２番地の５

　　　　　　　　　　　　　　　　八千代市

　　　　　　　　　　　　　　　　　八千代市長

　　　　　　　　　　　　乙　　住　　　　 所

　　　　　　　　　　　　　　　 事業所等名称

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名